

障第1010号
令和5年10月25日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「令和5年度 福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進研修」(動画配信研修)の開催について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年9月22日(金)に標記研修をLIVE配信形式で開催したところですが、このたび、そのLIVE配信の内容を動画で配信することとなりました。

この研修は、県内事業所の福祉・介護人材確保を推進することを目的として、福祉介護職員等の賃金改善を図る「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」(以下、これらを「処遇改善加算等」とする。)について、加算の新規取得促進及び更なる上位区分の加算取得のためのものです。

受講を希望する場合は、別紙開催案内をご確認のうえ、申込いただきますようお願いいたします。

なお、本研修に関するお問い合わせは、別紙開催案内に記載の窓口までお願いいたします。

記

- 公開期間 : 令和5年10月25日(水)～令和5年11月30日(木) 17時まで
- 申請期間 : 令和5年10月25日(水)～令和5年11月24日(金)
- 実施方法 : 動画配信による
- 参加費 : 無料
- 主な対象 : ・処遇改善加算等を算定していないが、新たに算定をしたい事業者
・処遇改善加算等を算定しているが、より上位の区分の算定をしたい事業者
※岐阜県所管の施設等を運営する事業者に限ります。
- 備考 : ・LIVE配信形式での研修を受講した場合でも、申込可能です。
・研修はインターネットに常時接続しますので、通信環境を事前にご確認ください。
また、発生する通信料は受講者負担となります。データ使用量が多くなりますので、ご利用の端末の契約内容にご注意ください。

※申し込み方法、問い合わせ先等につきましては、別紙開催案内をご確認ください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	高 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		